

事業承継税制検討委員会

中間報告

平成19年6月

事業承継協議会

事業承継税制検討委員会

目次

序章	----	2
第1章 検討の趣旨と方法	----	3
第2章 事業用資産の移転に係る税制措置		
1. 事業用資産に係る相続税負担等の実態	----	5
2. 海外の事業承継税制の動向	----	9
3. 事業用資産に係る相続税の減免措置：必要性と具体的内容	---	11
第3章 非上場株式の評価		
1. 類似業種比準方式	----	15
2. 純資産価額方式	----	18
3. その他	----	21
第4章 納税の円滑化		
1. 相続で取得した非上場株式を発行会社へ 譲渡した場合の課税の特例	----	23
2. 物納	----	24
おわりに	----	25

序章

近年、中小企業経営者の高齢化が進展する中、事業承継の円滑化が図られることは、日本経済を支える中小企業の事業の継続・発展、雇用の確保、ひいては日本経済の活性化にも資するものとして大変重要である。

しかしながら、事業承継問題については、そのきっかけが経営者の死亡や相続といった個人的な問題であることもあり、これまで中小企業の事業継続を図るといった観点からの総合的な検討が必ずしも十分になされてこなかった、と言われている。

このような問題意識から、平成17年10月、事業承継問題に関係する士業団体、中小企業関係団体、中小企業基盤整備機構、中小企業庁等を中心として、事業承継協議会が設置され、中小企業の事業承継に関する問題について、総合的な検討が開始された。

事業承継に係る諸課題のうち、相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つであり、従来から制度論としても多様な問題提起や議論が行われ、実際に様々な制度改正も行われてきた。事業承継協議会においても、既に「事業承継ガイドライン検討委員会」において、円滑な承継方法の検討に当たって、主として現行税務を如何に考慮し、活用すべきかといった観点からの議論が行われ、「事業承継関連会社法制等検討委員会」においては、今後の活用が期待される種類株式の相続税法上の評価方法のあり方についての検討が行われた。

平成19年度税制改正においては、これら両委員会での議論・検討成果も反映され、相続時精算課税制度の特定非上場株式特例の創設や種類株式の評価方法の明確化が行われたが、さらに与党税制改正大綱においては、検討事項として、「事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに幅広く検討する」旨が位置づけられた。

事業承継税制検討委員会（以下、「本委員会」という。）は、こうした指摘も踏まえ、事業承継に係る税制について、様々な関係者の意見を反映して、具体的な検討を幅広く行うため、本年2月、事業承継協議会に新たに設置された。本中間報告は、本委員会の7回にわたる検討の成果をまとめたものである。

第1章 検討の趣旨と方法

中小企業の事業承継に関しては様々な課題が存在するところ、税制に関しては、事業を承継する者の事業用資産に係る相続税負担の問題を中心にこれまで議論が行われ、累次の税制改正が行われてきた。すなわち、歴史的には、特に親族で事業を承継する場合の後継者に対する過度の相続税負担が事業承継の支障となるとの主張・要望を受け、事業用宅地に係る課税価格の減額特例の創設（昭和58年度）・拡充が先行的に行われ、近年になって非上場の同族会社の株式に係る課税価格の減額特例の創設（平成14年度）・拡充が行われた。しかしながら、その減額幅については、事業用宅地について一定条件下で80%減額となっているのに対し、非上場株式については一定条件下で10%減額にとどまっている。

平成19年度税制改正においては、このように事業用資産でありながら土地に比して減額幅が相当程度低く、欧米主要国に比して軽減措置が十分でなく、円滑な事業承継の障害になっているとの指摘の多い非上場株式に係る事業承継税制の見直しについて主に議論された結果、以下の内容が与党税制改正大綱に検討事項として位置づけられることとなった。

[平成19年度与党税制改正大綱（抜粋）]

事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討する。

こうした大綱の指摘等を踏まえれば、今後の非上場株式を中心とする事業承継税制の検討に当たっては、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する中で、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体の在り方とともに、幅広く検討することが、その実現のために不可欠と考えられる。

このため、本委員会においても、非上場株式等の事業用資産に係る相続税負担の軽減措置に係る検討を中心としつつ、上記大綱の指摘やこれまでの事業承継税制に係る提言や議論等を踏まえ、既存の特例措置、特例措置の適用以前の問題としての事業用資産の評価に係る課題や納税の円滑化に係る課題を含め、幅広く総合的に検討することとした。

具体的には、

- ①事業用資産の移転に係る税制措置
- ②非上場株式の評価
- ③納税の円滑化

に分けて、各課題に係る制度改革の必要性、その具体的内容や妥当性について、現行制度下での税負担の実態や海外制度との比較等を踏まえて検討を実施したところであり、その検討内容・結果について、次章以下で詳述することとする。

第2章 事業用資産の移転に係る税制措置

一般に所有と経営が一致していることが多い中小企業において、円滑な事業承継を実現するためには、事業用資産の後継者への移転をスムーズに行うことが必要であるが、特にその太宗を占める相続による移転に関しては、相続税負担が円滑な承継の制約となり得る。本委員会では、これまでも様々な形で主張・議論されてきた、事業承継者への事業用資産の移転に係る税制措置、中でも事業用資産に係る相続税負担の減免措置の必要性と在り方を総合的に検討したが、検討に当たっては、直近のアンケート調査結果等に基づく相続税負担の実態と、海外における事業承継税制の最近の動向を議論の参考にしたところであり、以下においても、まずそれらの内容を紹介した上で、税制措置に係る検討結果を具体的に示すこととする。

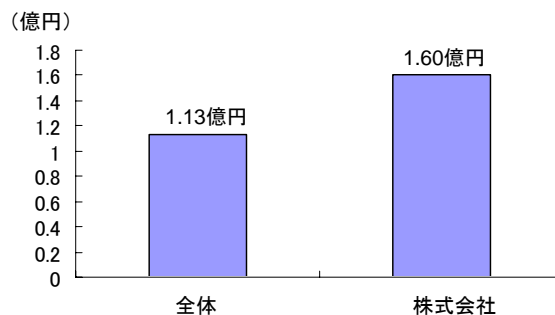
1. 事業用資産に係る相続税負担等の実態

事業承継者の事業用資産に係る相続税負担については、従来から事業の継続・発展の支障となるとの主張がなされてきたが、その具体的な実態については必ずしも十分には明らかになっておらず、事業承継税制の拡充を図ろうとするのであれば、これまで以上にその実態を具体的に明らかにすることがまず必要である旨の指摘もなされているところである。

本委員会では、昨年10月、中小企業庁が日本商工会議所・全国商工会連合会の協力を得て実施した中小企業経営者アンケート（回答数：2369）に基づく集計・分析結果が紹介され、当該結果に基づき議論が行われた*1。

具体的な集計・分析結果としては、まず、経営者が想定する後継者としては、子息・子女が依然として多いことが確認され（全体の73.3%）、経営者の有する事業用資産の平均額が約1.13億円（株式会社に限ると約1.60億円：図1参照）で、平均では個人財産全体の約65.7%（同68.1%）を占めてお

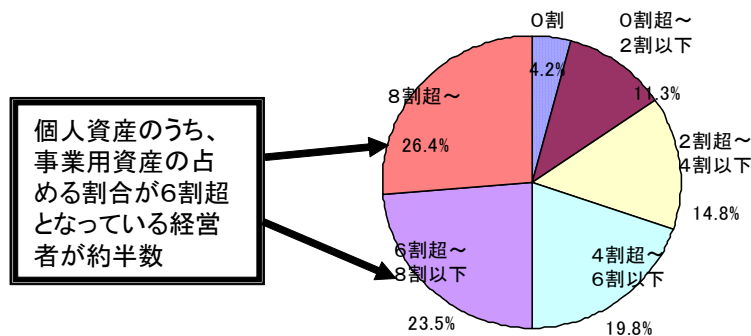
（図1）経営者の有する事業用資産の平均額



*1 これまでの同種目的のアンケートは、将来の相続税負担の有無・事業承継に係る障害の有無のみを把握するものが多いが、本アンケートは、現経営者に対し、自らの具体的な財産額・事業用財産額の算出・記入を求め、相続税負担水準についても、現行の相続税率に基づき予想額の算出・記入を求めている。

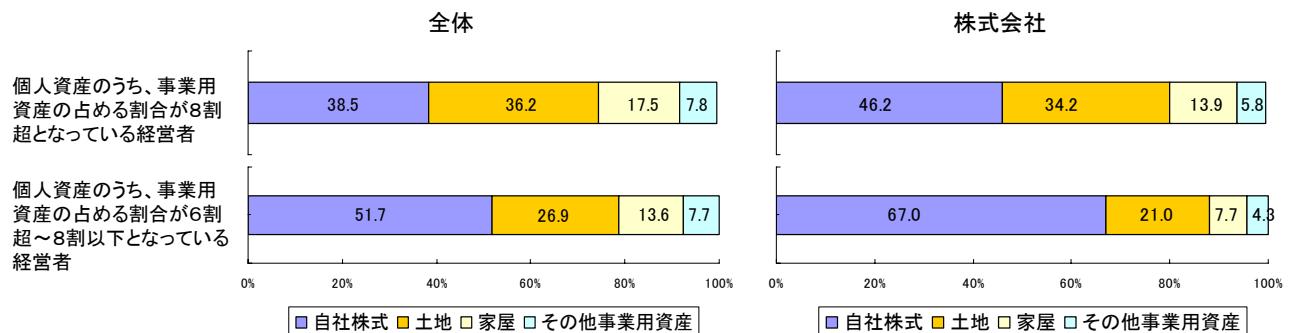
り、個人財産に占める事業用資産の比率が8割を超えている者が26.4%、6割を超えている者が49.9%存在することも明らかになった（図2参照）。

（図2）中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の額の割合



さらに、個人資産のうち事業用資産の占める割合が高い者について、事業用資産の内訳を見ると、下図のとおり土地・株式でその太宗を占めるが、相続税の課税対象財産に占める土地・株式の比率*2に対比すれば、株式の比率が相当程度高く、その傾向は株式会社の経営者において一層顕著であることが明らかとなった（図3参照）。

（図3）事業用資産の内訳



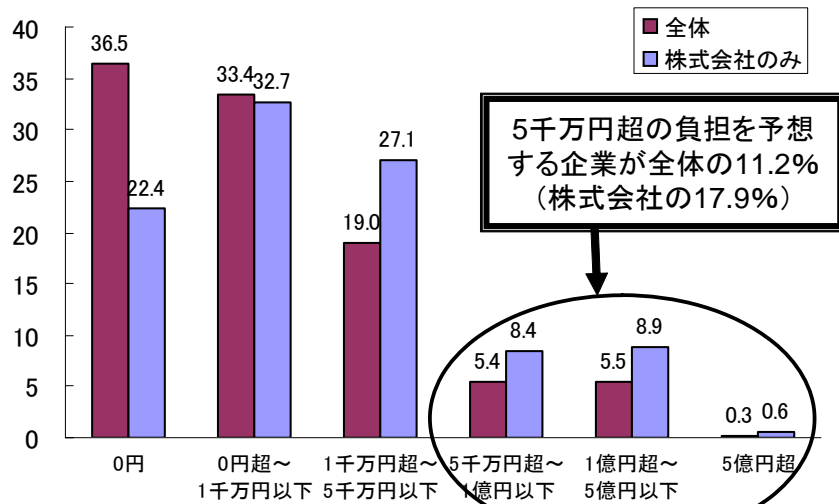
次に、相続税に関しては、63.5%の経営者が何らかの負担が生じると予想し*3、中でも5千万円超の負担が生じると予想*4している経営者が11.2%（同17.9%）存在することが明らかになった（図4参照）。

*2 相続財産課税価格約11.3兆円のうち、土地が50.4%、有価証券が13.3%となっており、特定同族会社の株式及び出資は、3.7%である（出典：国税庁統計資料（平成17年版））

*3 今般のアンケートでは、将来生じ得る相続税額の計算用参考資料を同封した上で回答を依頼した。なお、個人事業主については、何らかの相続税負担を予想した者は40.4%。

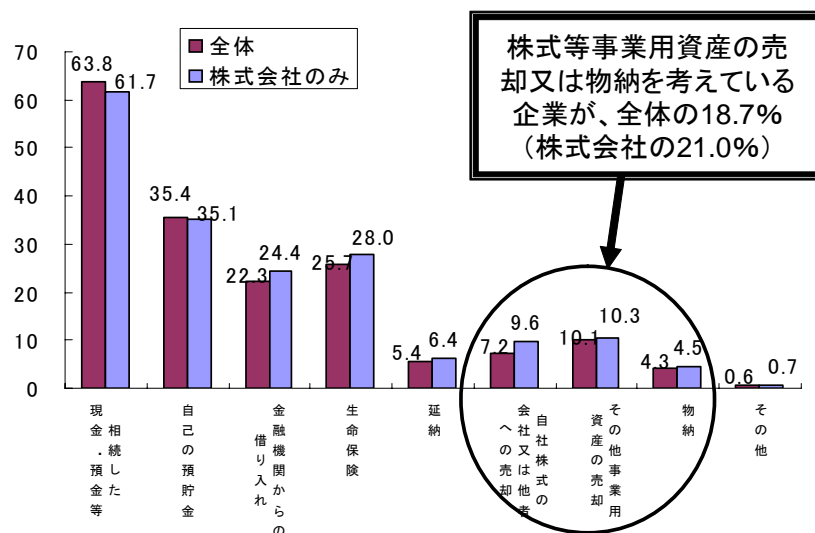
*4 子2人が相続する場合には、相続財産額が2.8億円るとき、相続税額が5千万円となる。

(図4) 予想される相続税負担



さらに、相続税負担の原資として、株式等事業用資産の売却又は物納を考えている経営者が18.7% (同21.0%) 存在しており、また、現時点の資産構成及び予想相続税負担額を客観的に見た場合、予想される相続税負担の額が、現金・預金等の金融資産総額を上回っている経営者が19.0% (同25.9%) 存在することから、後継者への事業用資産の集中的承継に直接的な影響が生じるケースが全体の2割程度は存在し、株式会社の経営者への影響が相対的に大きいことが明らかになった (図5参照)。

(図5) 予想される相続税負担の原資(複数回答)



以上が経営者アンケートの集計・分析結果の概略であるが、本委員会では、こうした相続税負担がもたらす事業継続に対する承継時の直接的な制約の問題に加えて、現行制度下で生じている、株価上昇による相続税負担の増加を回避するための株式分散、事業拡大抑制や利益圧縮等の機会損失の問題が、事業の継続・発展に対する障害という観点からは一層深刻*5であり、将来発生し得る相続税負担を大きく軽減することができれば、こうした機会損失が生じず、事業により集中できるようになることにより、むしろ事業活動が活性化して税収もトータルでは増加するはずとの指摘が複数の委員からなされた。

*5 今般のアンケートでは、将来発生し得る相続税負担の軽減・回避行動を実際にとっている経営者の数を直接的には把握できていないが、現時点で将来の相続税負担の発生を予測している全体の63.5%の経営者については、少なくともその予備軍として捉えられるとの意見があった。

2. 海外の事業承継に係る税制の現状と最近の動向

海外諸国における事業承継に係る税制の存在や発展、特に欧米主要国における事業承継税制の整備は、従来から、我が国における事業承継税制の見直し論の論拠や契機の一つになってきたところである*6。

本委員会においても、我が国における今後の事業承継税制のあり方を検討する上での参考材料として、欧米主要国の事業承継税制の現状と最近の動向が紹介され、総じて雇用の確保や経済成長の維持・発展の観点から、各国において事業承継税制の拡充が図られていることが確認された。

具体的には、まず、フランスにおいては、2000年に雇用創出及び競争力強化の観点から、事業用資産に係る相続税の軽減措置が創設され、2001年に要件緩和が行われた上で、当初50%であった軽減割合が、2005年には75%へと拡大されている。

ドイツにおいては、事業用資産に係る相続税の軽減措置が、1994年に軽減割合25%で創設されたが、その後の要件緩和・制度改正により、現状では22.5万ユーロを控除後、残額について35%軽減する措置となっている。加えて、ドイツ連邦政府は、連立与党合意に基づき、雇用確保の観点から、生産的資産に係る相続税について、10年間の事業継続で100%減を行う措置を盛り込んだ法案を国会に提出している。

イギリスにおいては、1976年に創設された事業用資産に係る相続税の軽減措置が、1992年に中小企業振興の観点から大幅に拡充されており、現状では、非上場会社の株式や個人事業主の事業用土地については100%減となっている。

アメリカにおいては、事業用資産について130万ドルまでは非課税とする措置が1997年に創設され、現状まで措置としては継続している（但し、2001年に決定された相続税（連邦遺産税）の段階的廃止によって、現状においては拡大された相続税の控除額が事業用資産に係る非課税措置の水準を上回っていることから、非課税措置自体の実質減税効果はなくなっている）。

また、これら欧米主要国における事業承継税制においては、イギリスを除いて承継者の事業継続要件が整備されているところであり（図6参照）、今後、我が国において、事業の継続・発展を図るための税制措置を本格的に構築するに当たっては、その期間や担保方法を参考にすべきとの指摘が複数の委員からなされた。

*6 例えば、『事業承継・第二創業研究会 中間報告』（平成13年8月）等を参照。

(図6) 各国の事業承継税制における事業継続要件について

	事業用資産の相続税減額割合	承継者の事業継続要件	継続要件の証明
フランス	一律75%軽減	①相続後6年間の継続保有 ②相続後5年以上の事業継続	事前に被相続人が34%以上(非上場株)かつ2年以上の株式保有契約を他の株主と締結し税務当局に提出 相続時に相続人の事業継続の届出の写し及び会社の証明書を税務当局に提出 毎年、事業従事の届出書を税務当局に提出
ドイツ	一律35%軽減 (22.5万ユーロ控除後)	相続後5年間の継続保有	要件を満たさなくなった場合に税務署に申告
イギリス	①非上場会社株式や個人事業主の事業用土地:100%軽減 ②会社が事業に用いている個人所有の土地・建物・機械設備:50%軽減	継続保有・事業継続ともになし	相続前の継続状況について税務署の質問状及び税務調査による確認
アメリカ	一律130万ドルまで非課税 ※遺産税本体の基礎控除の引き上げにより、2004年以降実質減税効果なし(2007時点の基礎控除200万ドル)	相続後10年間のうち、連続8年中の5年以上の事業従事	
日本	①特定事業用土地:80%軽減 ②他の事業用宅地:50%軽減 ③非上場会社株式:10%軽減 c.f.農地:「課税評価額-農業投資価格」部分につき納税猶予、要件充足で免除	①特定事業用宅地:相続税申告期限までの事業継続 ②他の事業用宅地:なし ③非上場会社株式:相続税申告期限までの継続保有かつ役員就任 c.f.農地:20年間の農業経営継続(都市部は死亡まで)	要件を満たさなくなった場合に税務署に申告 c.f.農地:3年毎に農業委員会による農業経営継続の証明を税務署に提出

なお、こうした欧米主要国における事業承継税制の存在や近年の拡充に加えて、我が国企業の国際競争力確保の観点からは、アジア諸国において、そもそも相続税自体が存在しない国が多いという事実も十分踏まえるべきとの意見があった。

(図7) アジア諸国等の相続税・贈与税の概要

国・地域名	相続税の有無・税率	贈与税の有無・税率	事業用資産に関する軽減措置
中国	なし	なし	
韓国	あり(10%~50%)	あり(10%~50%)	事業用資産・株式の相続は、1億ウォン(1,326万円)まで非課税。要件は、①相続人が相続前2年間事業に従事。②被相続人が当該事業・株式を相続5年前から保有。③相続後、5年間事業継続。(一部非適用業種あり)
台湾	あり(2%~50%)	あり(4%~50%)	
タイ	なし	なし	
インドネシア	なし	なし	
シンガポール	あり(5%~10%)	なし	住宅は900万ドル(7億2,144万円)まで、動産は60万ドル(4,810万円)まで非課税
マレーシア	なし	なし	
フィリピン	あり(5%~20%)	あり(2%~15%)	
ベトナム	なし	なし	
インド	なし	なし	
オーストラリア	なし	なし	
(参考)日本	あり(10%~50%)	あり(10%~50%)	①特定事業用宅地:80%軽減、②他の事業用宅地:50%軽減、③非上場会社株式:10%軽減

3. 事業用資産に係る相続税の減免措置：必要性と具体的内容

以上に述べたような事業承継者の事業用資産に係る相続税負担の実態や、欧州における事業承継税制の政策税制としての強化等を踏まえ、中小企業の実業承継円滑化の観点から必要な税制措置について議論を行ったところ、我が国においても、中小企業の実業の継続・発展を図るため、現行措置を抜本的に拡充して事業承継者の事業用資産に係る相続税負担の減免措置を講じることが必要との意見が太宗を占め、具体的な制度の在り方についても様々な意見が表明された。

以下では、①そもそも何故事業用資産に係る相続税の減免措置が必要なのか、②どのような対象に対して措置を講ずべきか、③中核要件たる事業継続要件はどのように設定すべきか、④具体的な特例措置スキームについてはどう考えるべきか、について検討内容・結果を順に示すこととする。

(1) 趣旨・目的

事業承継税制の必要性は、従来から様々な場面で主張され、相続税負担に直接起因する廃業の抑止がその主要根拠とされることも多かったが、本委員会においては、厳しい競争環境に晒されている中小企業が、相続税負担の存在や予測によって、株式を分散させたり、廃業を検討したり、自社株式の評価額を引き下げることによる事業拡大の抑制・利益圧縮によって機会損失を生じさせたり、承継時のキャッシュ流出で弱体化したりしていることから、その事業承継時の税負担を減免することにより、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図っていくという観点が極めて重要と認識された。

また、近年、欧米では事業承継税制が政策税制として強化され、アジアでは相続税自体存在しない国も多い中、国際的なイコールフットィングを確保することで、広義のグローバル競争に晒されている中小企業の実業継続を通じた技術継承や競争力確保を図るといった観点も併せて重要と考えられる。

他方、こうした政策上の必要性が、相続税の課税割合が4.2%であるという現状の下^{*7}、上述のとおり多くの中小企業の実業承継者・関係者にとっては重要な影響を及ぼす問題ではあるものの、事業承継税制の影響を直接受けない多数の者にも受け入れられるようになるためには、実際に相続税負担の減免措置を講じた場合に社会経済的に有意な効果が得られる旨を分かり易く示していくことが重要との意見が複数の委員から表明されたところであり^{*8}、今後、特に政策当局において、関係者・実務家の協力の下、さらに具体的な効果分析等が進められ、その必要性

*7 但し、課税割合については、イギリスは4.5%、フランスは27.3%、アメリカは1.4%であり、4.2%という水準自体が国際的にみて特に小さいわけではない。

*8 関連して、平成18年度会計検査院報告によって、特定事業用宅地特例について、相続税申告期限までの事業継続期間終了直後に譲渡している例が散見されることが明らかになった点に関し、現行制度に不備があるのであれば整備すべきとの意見があった。

が一層明確に実証されることが期待される。

(2) 対象

欧州主要国においては、個人形態と法人形態の事業用資産全体に共通して減額措置が設けられているが、我が国においては、個人形態の事業用資産の代表例である事業用宅地に係る減額制度と、法人形態で事業を行う場合の事業用資産である特定の非上場株式に係る減額制度が別個に存在し、その減額の程度や条件についても異なったものとなっている（現行制度下では、一方の特例を適用上限まで使いきっていない場合に限り、残余部分について他方の特例を適用できることとなっているが、この点について、両特例を完全に併用できるようにすべきとの意見が多数あった。）*9。

しかしながら、事業の継続・発展を図るための事業用資産に係る相続税負担の減免措置を本格的に構築するに当たっては、個人形態と法人形態の間に不均衡を設けるべきではないことから、欧州主要国と同様に個人形態と法人形態の事業用資産全体を対象とし、両者に係る特例措置の程度、条件について、現行制度の趣旨も踏まえた上で、均衡を図っていくことが適当と考えられる。

また、非上場の同族会社株式のすべてを事業用資産として位置づけるべきかという点については、欧州主要国で行われているように、事業に無関係な投資目的会社や財産管理会社の株式*10は、事業の継続・発展を図るための税負担減免措置の対象として適当でないことから、除外する方向で検討すべきである。

なお、「中小企業」の事業の継続・発展を図る以上、対象とする事業用資産、特に非上場の同族会社株式に何らかの限定を付すべきかどうかという点については、現行の減額特例においては発行済株式総額（20億円未満）による限定が設けられているが、当該上限は事業の発展に対してディスインセンティブとして機能するとの批判も存するところであり、今後、中小企業の定義*11や、一企業当たりの減収額の上限設定を活用する方法等を含めて幅広く検討していくべきとの意見があった*12。

(3) 事業継続要件

*9 なお、直近のアンケート結果によれば、承継時に特定非上場株式特例を適用しなかったと回答した者のうち、その理由として小規模宅地等の特例の上限適用と回答した者が9.8%存在しており、部分併用制度がなければ、適用割合が3割程度増加した可能性がある。

*10 具体的な対象の特定や適用に当たっては、多様な事業形態や組織形態等に十分配慮すべきとの意見があった。

*11 中小企業の中小企業基本法上の定義：資本金3億円以下又は従業員300人以下（製造業等）
中小法人の法人税法上の定義：資本金1億円以下

*12 関連して、諸外国では原則として対象となる株式に係る制限は設けられていない点を十分踏まえるべきとの意見もあったが、中小企業の事業承継を考える以上、当然一定の条件は必要との意見もあった。

事業の継続・発展を図るための税制措置を講ずる以上、事業承継者に係る事業継続要件の設定は不可欠と考えられる。具体的な要件としては、まず、形式要件として、事業用資産の保有に係る要件と事業従事要件の双方が考えられるところであり、事業用資産である非上場株式を対象として想定した場合には、当該株式の保有継続と、当該株式に係る会社における経営従事が必要となる要件と考えられる^{*13}。

以上に加え、本委員会では、いわば実質要件として、事業の継続・発展を通じて雇用の確保を図ることが目的であれば、雇用確保に係る要件も当然加えるべきとの意見があったが、他方で、承継後に必要な事業構造転換の制約にもなりかねない雇用確保要件は厳しいとの意見、目的としての雇用確保に対応する要件については広く考えるべきであり、むしろ雇用確保に相応しくない事業体を措置対象から外すという観点を重視すべきとの意見もあったところであり、今後、雇用確保に係る要件設定の是非については、引き続き検討することが適当である。

また、継続期間については、中小企業の実態や、農地の納税猶予制度における長期継続要件の弊害等も踏まえれば、欧州主要国の例にあるように、5年程度を目安に設定することを検討すべきと考えられるが、その設定に当たっては、継続期間後に相続税負担の減免が確定することを企図した衰退事業の延命等につながらないように十分留意すべきとの意見があった。

なお、事業継続要件の担保方法については、欧州主要国の例も参考とし、租税回避防止の観点も踏まえ、事前の承認等を前提に、要件を証する書類を毎年、主務大臣又は税務署に提出することの義務づけを中核として検討すべきである。

(4) 特例措置スキーム

事業用資産に係る相続税負担の減免措置を実現するための特例措置スキームについては、事業用資産に係る納税猶予制度と、事業継続要件を前提とした事業用資産の課税価格の大幅減額制度の双方が考えられるところである。

両者は法的には性格が異なるものの、事業継続等の要件を充足した場合において本来の課税額の相当部分の納税が最終的に免除されるという点に着目すれば、機能的には類似しており、事業承継者の承継後の納税負担が、事業の継続・発展のために有意に減免されることを重視してスキームを検討すべきと考えられる。

具体的には、実際に納税猶予制度を構築しようとする場合には、既存制度である農地の納税猶予制度との対比が不可避であり^{*14}、過度の長期間継続要件の弊害（農地の場合は、農地法の規定を前提に20年間（都市部は死亡まで））や事業

*13 具体的な要件設定に当たっては、増資を行う場合や組織再編の妨げとならないよう十分留意すべきとの意見があった。

*14 農地の納税猶予制度は、食料安全保障の観点や、土地政策上の考慮もあって成立している特殊な制度であり、そもそも同列に論じられる対象ではないとの意見もあった。

用資産の性格等を考慮すれば、既に特定事業用宅地で実現している80%以上の減免を前提に、事業用資産の大幅減額制度を中心として検討していくべきである。なお、その際には、要件未達の場合の納税義務の具体的な在り方や、具体的な制度構築方法として、現行の減額特例を拡充する方法や既存特例の整理を前提に新たに事業用資産全体に係る特例制度を構築する方法が考えられるところ、いずれの方法が望ましいか等について、さらに検討を深めていくことが必要である。

また、事業の継続・発展を図る観点からは、親族内承継者への相続による承継のみを特別に優遇すべきではないことから*15、制度の詳細設計に当たっては、親族外への承継、贈与や信託等の相続以外の手段による承継についても適切な考慮を行うべきである*16。

*15 現行の特定事業用宅地特例、特定非上場株式特例には親族要件が存在する。

*16 なお、事業用資産に係る相続税負担の減免措置に加えて、相続時精算課税制度についても、必要な見直しをさらに検討すべきとの意見があった。

第3章 非上場株式の評価

事業承継の各局面における税負担の問題を考える上で、事業用資産の評価の問題は極めて重要である。とりわけ財産評価基本通達に基づく非上場株式の相続税法上の評価方法については、その妥当性等をめぐって従来から様々な議論がなされているところであり、本委員会においても、様々な問題提起や見直し提案がなされた。

以下では、①類似業種比準方式、②純資産価額方式、③その他、に分けて本委員会における検討内容・結果を詳述することとする。

1. 類似業種比準方式

(1) 現行制度

以下の算定式により、上場企業の業種別平均株価である類似業種株価を基に、評価対象会社の一株当たりの配当金額、利益金額及び簿価純資産価額と上場企業の業種別平均値とを各々比較した割合を用いて比準し、会社規模毎に異なる斟酌率を乗じて評価する方法。大会社にとっての原則的評価方法であり、中会社・小会社についても、純資産価額方式との組み合わせで評価上用いることができる。

(図8) 類似業種比準方式の算定式

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 上場企業 の業種別 平均株価 </div>	(配当) (利益)	(簿価純資産)	(斟酌率)
$A \times \left(\frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right) \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$			
	b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額 B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額		

(2) 委員会における検討

①比準値

評価対象株式の株価算出に当たり、上場企業の業種別平均株価である類似業種株価を基に、評価対象会社の一株当たりの配当・利益・簿価純資産を用いて比準する際の比準値については、平成12年度税制改正の結果、利益比準値のウェイトが従来の1/3から3/5に引き上げられた(図6参照)。この点に関し、本

委員会においては、比準に当たって利益要素を過度に重視しており、高収益企業の成長意欲を削ぐ要因になっている等の問題提起がなされたほか、僅かな利益が出ている（類似業種よりも利益が低い）ケースでは有利な評価であるが、利益が0以下となると分母が3となるため、赤字会社の株価が高くなることについての問題提起もなされた。

現行制度において、利益を他の比準要素に比して3倍考慮しているのは、株価形成には利益の占める割合が他の要素よりも3倍程度高いからとされており、国税庁もその財産評価基本通達の解説書において、上場会社のデータに基づき検証作業を行ったところ、配当：利益：簿価純資産＝1：3：1とした場合が最も適正に株価の算定が認められたので、現在の比準値のウェイトを設定したとしている^{*17}。

この点につき、本委員会では、直近のデータに基づいて改めて検証を行うべく、実際に類似業種比準方式が適用される非上場会社の株式については、有意な計量分析を行うための実データが入手できないことから、時価が求まっており、配当・利益・簿価純資産等の数値も捕捉できる公開会社約3800社のデータを用いて、具体的な分析・検証を行った。

まず、配当、利益、簿価純資産それぞれを用いて、株価を説明する重回帰分析を行ったところ、以下の結果となり、利益に関する決定係数が他の要素に比べ高く、株価に対する説明力が最も高い結果となった。

	単 回 帰		
	配 当	利 益	純 資 産
決定係数	0.48	0.70	0.56

次に、配当・利益・簿価純資産の3要素を用いて株価を説明する重回帰分析を行い、計算上最適な比準値、現行の比準値、平成12年度改正以前の比準値の決定係数を比較したところ、現行の比準値比率の決定係数は計算上の最適比率の決定係数に近く、平成12年度改正以前の比準要素比率の決定係数よりも高い結果となった。

	回帰式上の最適比率 配当0.18: 利益0.73: 純資産0.09	現 行 配当1/5: 利益3/5: 純資産1/5	平成12年度改正以前 配当1/3: 利益1/3: 純資産1/3
決定係数	0.72	0.71	0.67

以上の分析からは、株価形成要因として利益が最もウェイトの高い要素であることが確認され、少なくとも単純に利益比準値を元の1/3に戻すことの合理性

*17 庄司範秋編『平成18年版 財産評価基本通達逐条解説』

は見出せないが、この検討も非上場株式の株価形成について直接検証できたわけではなく、上場株式を対象にした分析の限界を踏まえれば、現行比準値の妥当性についてはさらに検討を重ねていくことが必要であり、比準値自体を見直さない場合であっても、現行比準値の下では利益額がゼロの前後で大きく株価評価が異なり得る点については、調整措置を具体的に検討すべきではないかと考えられる。

② 斟酌率

類似業種比準方式においては、評価の安全性を図る観点から、類似業種株価に対する比準を行った後に、大会社 0.7、中会社 0.6、小会社 0.5 という斟酌率を設けている。

この斟酌率について、本委員会においては、類似業種比準方式を用いた評価額が一般的に過大とならないよう、例えば一律で 0.5 とする等の引き下げを行うべきとの意見が表明されたが、他方で、全対象企業について類似業種株価との比較で 5 割も斟酌することは、上場株式との比準を行う方式自体の妥当性が問われるとの意見も表明された。

以上の点を踏まえれば、斟酌率については、類似業種比準方式に関して一層合理的な評価の在り方を検討する中で、その見直しの必要性についてさらに検討していくべきと考えられる。

③ 類似業種株価等の算出方法

類似業種株価や比準の際に用いる業種目毎の配当・利益・簿価純資産額については、その具体的な算出方法（標本会社等）が明らかになっておらず、その妥当性について客観的に検証できないことは問題であることから、国税庁に対し、その公表を求めていくべきである。

④ その他

上記の他、会社規模区分^{*18}や業種区分の問題、評価時期前に組織再編を行った場合や課税時期と評価時点の問題^{*19}についても、評価の合理性や安定性の観点を

*18 類似業種比準方式による評価結果が、純資産価額方式による評価結果よりも一般的に安くなることから、株価対策として会社規模を大きくするような歪みが生じている点が問題との意見、会社規模区分については、上場企業に従業員の少ない会社が増えている点も考慮して再検討すべきとの意見があった。

*19 代表者の死亡により業績が低下する会社が多いにも関わらず、実際の評価は前期末で行うことが問題との意見、期末近い時期が課税時期となっている場合でその会社の比準要素が低下した場合などにおいても直前期末の評価時点を適用することは、相続税法第 2 2 条の規定からみても問題との意見があった。

踏まえ、必要な見直しを検討していくべきである。

2. 純資産価額方式

(1) 現行制度

以下の算定式により、会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法。小会社にとっての原則的評価方法であり、大会社・中会社においても、その株式の評価方法として選択することができる。

(図9) 純資産価額方式の算定式

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{総資産価額} \\ \text{(相評ベース)} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{※} \\ \text{評価差額に対する} \\ \text{法人税額等相当額} \end{array} \right)}{\text{発行済株式数}}$$

$$\text{※} \begin{array}{c} \text{評価差額に} \\ \text{対する法人} \\ \text{税等相当額} \end{array} = \left(\begin{array}{cc} \text{相続税評価} & \text{帳簿価額} \\ \text{額による} & \text{による} \\ \text{純資産価額} & \text{純資産価額} \end{array} \right) \times 0.42$$

(2) 委員会における検討

① 営業権

現行の財産評価基本通達においては、営業権は、以下の算式により算出される将来の超過収益力の現在価値と前年の所得のいずれか低い金額に相当する価額によって評価することとされており、近年、超過収益力の算定に際して用いられている基準年利率が大幅に引き下げられたことから*20、従来は計上されることが希であった非上場株式の純資産価額方式における営業権評価において、具体的にその多額の計上が問題となっている。

*20 平成10年以前：8%、平成11年～：4.5%、平成14年～：3%、平成16年～：月毎設定（現在1.5%）

(図 10) 財産評価基本通達における「営業権」の評価方法 (評基通 4-4、165~166)

$$\text{営業権の価額} = \left\{ \begin{array}{l} \text{平均利益金額} \\ \text{(過去3年平均)} \end{array} \right\} \times 0.5 - \left\{ \begin{array}{l} \text{企業者報酬} \\ \text{の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{総資産価額} \\ \times \text{基準年利率} \end{array} \right\} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{持続年数 (原則10年) に} \\ \text{応ずる基準年利率による} \\ \text{複利年金現価率} \\ \text{(基準年利率1.5\%の場合の} \\ \text{複利年金現価率は9.222)} \end{array} \right\}$$

投下資本の働きによる部分の控除

なお、以下の営業権は評価しないこととされている。

(超過利益金額が少額な営業権等) - 評基通167-

- (1) 超過利益金額が5万円未満の企業の営業権
- (2) 平均利益金額が200万円未満の企業の営業権
- (3) 開業後10年 (他人よりその企業を継続した場合は、その他の人の営業期間と通算して10年とする。) に満たない企業の営業権
- (4) 医師、弁護士等その者の技術、手腕又は才能等を主とする事業で、その事業者の死亡と共に消滅すると認められるものの営業権

本委員会においては、低金利下で変動金利を採用した基準年利率の定め方の問題に加え、そもそもの相続税法上の「営業権」概念と企業結合会計や法人税法上の「のれん」概念との不整合の問題、換金性のないものを基本的に清算価値の発想に立つ純資産価額方式において評価することの問題、さらには持続年数 (10年間継続するという前提での現在価値評価) の問題等^{*21}が多数の委員から提起された。

この相続税法上の営業権の評価の問題については、法定の概念でない以上、まずは近年規定が整備された企業会計や法人税法上の概念との整合性を考慮すべきではないかと考えられる。^{*22}

仮に、現行評価方式の大枠を維持する場合でも、特に近年の基準年利率の改定の弊害が大きいことから、適切な固定利率を設定する等^{*23}、基準年利率の設定方法や持続期間の設定等について必要な見直しを行うべきである。

②引当金・準備金の負債計上

*21 現行算定式における役員報酬 (企業者報酬) の控除額についても、その少なさを問題視する意見があった。

*22 この点に関し、評価対象を評価時点で貸借対照表に計上されているものに限る等の見直しを検討すべきではないかとの意見や、相続税においては、時価は株式を相続により取得した者を基準にして考える以上、そもそも死亡した者に係る営業権をそのまま評価することが根本的に問題であるとの意見もあった。

*23 不動産協会等が行う土地の収益還元方式においては、基本的に5%の収益還元率が採用されており、その活用や実務上一般的に用いられているその他の収益還元率が考えられるのではないかとの意見があったほか、超過収益力という観点からは、現行の配当還元方式における10%の配当還元率とのバランスも考慮すべきとの意見もあった。

引当金・準備金は、原則として、純資産価額の算定上負債として計上されないが、法人税法第54条第2項の規定による退職給与引当金に該当するものは、負債として計上されていた。しかし、法人税法において退職給与引当金が廃止されたことに伴い、現状においては実質的に債務控除が不可能となっている。

本委員会においては、法人税法の改正で相続税の評価額が上がることは理論上おかしき^{*24}、将来その費用が生じることが確実な債務については負債計上の対象とすべきとの意見が多数の委員から表明された。実際に見直しを行うためには、従来の方ととの整理が前提となるが、確実な債務と客観的に判断し得るための要件等についてさらに検討を加え、必要な見直しを行う方向で検討すべきである。

③法人税額等相当額控除

現行の財産評価基本通達が定める純資産価額方式においては、個人直接所有と間接所有のバランスをとる観点から、純資産価額の計算上、時価と簿価との評価差額に相当する部分の金額に対する法人税額等に相当する金額（評価差額の42%）を控除することとされている^{*25}。

この点に関し、本委員会においては、資産に係る含み益だけでなく含み損も一般に生じ得る状況下では、直接所有と間接所有のバランスを図るために清算所得課税分を控除する以外の方法も考えるべきではないかとの意見^{*26}、完全子会社の含み益に係る控除ができないのは疑問との意見、その規定・運用について円滑な組織再編の妨げとならないようにすべきとの意見^{*27}があった。

これらの意見等を踏まえれば、法人税額等相当額控除については、これまでの通達改正の経緯等も踏まえつつ、まずは、直接所有と間接所有のバランスを図るためにどのような方法が適当か総合的に検討すべきと考えられる。加えて、現行

*24 営業権については法人税法の規定整備によって相続税法上の評価方法は影響を受けなかったこととの関係で考えても、評価額が上がることはおかしきとの意見があった。

*25 所得税法及び法人税法上の評価においては、現在、平成12年の通達改正により、財産評価基本通達を準用する場合に法人税額等相当額控除を認めない旨が通達上規定されているが、最高裁は、近年の判決において、平成12年通達改正前の事案についてはあるものの、所得税法及び法人税法上の評価について、個人直接所有と間接所有の評価上の均衡を図る観点から、法人税額等相当額控除を是認した（最判平17.11.8、最判平18.1.24）。

*26 具体的には、貸宅地の評価等を参考に、一律20%控除等の方法も考えられるとの意見があった。

*27 株式交換・移転で持株会社を作った場合、もともとあった完全子会社の含み益について控除できないこととされていることから、円滑な組織再編の妨げとなるとの意見があった他、現物出資等受入れ資産の相続税評価額と受入額との差額に係る控除を原則禁止としているルールの例外が、①合併の場合に帳簿価額以上で資産を受け入れた場合、②重要性のないとき（20%以下）とされているが、分割の場合が不明確なので実務上混乱が生じているとの意見があった。

規定を前提にする場合であっても、組織再編の妨げとならないよう、現物出資等受入差額に対する控除が認められるケース等に係る取扱いの明確化を図る方向で検討すべきである。

3. その他

(1) 配当還元方式

(図 11) 配当還元方式の算定式

$$\frac{\text{配当金額（年間）}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}}$$

※配当金額（年間）は、1株当たりの資本金の額を50円とした場合の金額

※配当金額（年間）が2円50銭未満又は無配の場合は2円50銭とする。

非上場株式の特例的評価方式である配当還元方式においては、配当金額を一律10%で割り引くこととされているが、本委員会においては、この配当還元率が高すぎることから一般に少数株主が取得する株式の評価額が低くなり、複

雑なタックスプランニングなど租税回避を惹起しているとの意見があった。他方で、少数株主の取得する非上場株式に係る評価方式である以上、配当が将来に渡って現実化する可能性は必ずしも高くないことから、配当還元率はむしろ低いとの意見も存するところであり、少数株主に適用される評価方式に用いられるものとして妥当な配当還元率のあり方等については、さらに検討を深めていくことが重要である。

(2) 非上場株式の評価方法への収益基準概念の導入等

本委員会においては、非上場株式のあり得べき評価方法について、現行の財産評価基本通達に規定されている評価方式の改善提案以外にも、キャッシュフローベースや利益額ベースでの評価方法等を提案する意見も表明された。

非上場株式の相続税法上の評価方法として収益基準の概念を取り入れることについては、欠損法人の多さ等の問題をどう克服するか等多くの課題があるが、現行の財産評価基本通達に代わる、理論と実態を踏まえた望ましい評価基準の策定^{*28}に向けて、今後さらに検討を重ねていくべきではないかと考えられる。

(3) 同族関係者の範囲

現行の財産評価基本通達に基づく非上場株式の評価においては、同族関係者の範囲と議決権の割合により株主を区分し、同族株主等以外の株主が取得した株式

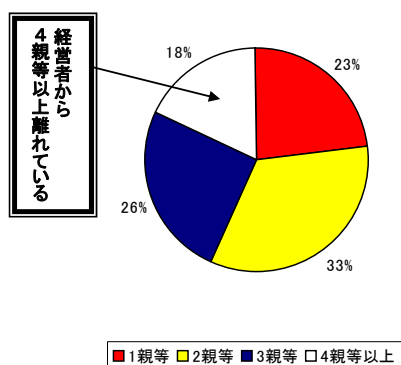
*28 株式等の財産評価に関して一層合理的な法的判断を実現するためには、民間側で、学者・実務家の専門的知見を集積した評価基準を策定すべきではないかとの意見があった。

については、原則的評価方式に代えて特例的評価方式の配当還元方式で評価することとされている。その際、同族関係者の範囲は、民法における親族の範囲、すなわち6親等基準をその基礎としているが、実際には同族関係者であっても、特に5親等や6親等の関係にある者については、少数株主と同様、経営には関与せず、支配株主との間で日常的な接点もなく、配当のみを期待する者も相当程度存在する。本委員会においては、これらの者について、オーナー経営者等と同様の株式評価が適用されていることについて見直すべきとの意見が複数の委員から表明された。

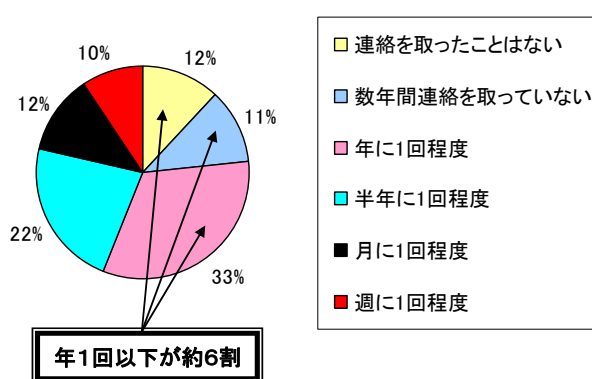
そこで、この点につき、実際に経営非参画の同族関係者がどの程度存在するか等を確認すべく、過去5年以内に親族内で事業承継を行った法人経営者を対象(回答数：約2700)に、具体的な調査・分析を行ったところ、まず、会社経営に参画していない同族株主がいる会社は全体の約57%であり、その同族株主の一人当たり平均持株比率が5%以上である割合は約74%という点が明らかになった。

次に、当該会社のうち、経営に参画していない同族株主が、経営者から4親等以上離れている割合を算出したところ、約18%であり、さらに、当該同族株主のうち、経営者との連絡回数が年1回以下の者の割合が約56%、年2回以下の者の割合が約78%という結果となった。

(図12) 親等別の経営に参画していない同族株主割合



(図13) 経営者から4親等以上離れている同族株主への連絡回数



以上の点を踏まえれば、現行の6親等基準の下においては、経営に参画せず、経営者との間で連絡も取らない4親等以上の者が一定程度存在することから、非上場株式に係る評価方法の見直しを行う際に、現行の6親等基準についても、実態を踏まえた形で適切な見直しを検討すべきと考えられる。

第4章 納税の円滑化

中小企業の事業の継続・発展を図る観点からは、事業承継者の事業用資産に係る相続税負担の減免措置や事業用資産の評価の問題とともに、納税円滑化の視点も極めて重要である。本委員会においては、特に自己株式取得に係るみなし配当課税の特例や、物納制度等について問題提起・検討がなされたところであり*29、以下にその検討内容を詳述することとする。

1. 相続で取得した非上場株式を発行会社へ譲渡した場合の課税の特例

(1) 現行制度

相続等により取得した非上場株式を、相続税申告期限の翌日から3年経過日までの間に発行会社に譲渡した場合には、譲渡の対価としてその発行会社から交付を受けた金銭の額がその発行会社の資本金等の額のうちその譲渡株式に対応する部分の金額を超えるときであっても、その超える部分の金額は配当所得とみなされず、発行会社から交付を受ける金銭の全額が株式の譲渡所得に係る収入金額とされる。

(2) 委員会における検討

上述のとおり、相続により取得した非上場株式を、相続税申告期限翌日から3年経過日までの間に発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税の特例として、譲渡益課税が適用される。本委員会においては、一層の納税円滑化を図る観点から、現行要件の見直しを検討すべきとの意見が多く表明された。

具体的には、後継者が先に株式の贈与を受けていて、相続時点では高額の実業用不動産を相続により取得したようなケースでは、実質的に相続税納税資金捻出のためであっても、受贈株式の発行会社への売却がみなし配当課税となってしまうため、非上場株式の要件としての「相続による取得」を緩和すべきとの意見があった。また、「相続税申告期限翌日後3年間」の要件に関し、承継段階で会社側に十分な買取り資金が存在しない場合には、實際上、発行会社への譲渡を行えないため、相続財産に係る譲渡所得の特例との関係の整理が必要となるが、例えば申告期限後5年間程度に延長することが望ましいとの意見があった。

さらに、みなし配当課税の特例を、相続税納税の円滑化の観点から離れ、経営

*29 延納制度についても、納税円滑化の観点から、担保条件や利子税等に係る見直しを検討すべきではないかとの意見があった。

安定のための株式集約や買戻しのケースについても広げられないかとの問題提起があったが、みなし配当課税の本質論に係る話であり、かつ、上場株式の場合との比較等、様々な論点を検討する必要があるとの指摘があった。

以上の点を踏まえれば、上記みなし配当課税の特例については、まずは相続税の納税円滑化の観点から、現行要件の見直しを検討すべきと考えられる。加えて上場株式との関係や税体系全体との関係にも留意しつつ、生前に取得した株式等の経営安定目的での会社への譲渡等、事業承継円滑化の観点から拡充や類似制度の創設が可能かどうかについて、金融所得一元化論との関係も踏まえ、引き続き検討を行うべきと考えられる。

2. 物納

物納制度については、平成18年度税制改正において、大幅な見直しが行われたところ、特に事業承継円滑化の観点からは、非上場株式について、物納不適格財産の明確化の一環として、譲渡制限や担保権付きのもの等以外であれば物納が認められる旨が明確になったことが有意な改正点と捉えられる。他方で、手続迅速化・明確化の観点から行われた改正点については、納税者にとって不利益と思われる項目も織り込まれていることから、その見直しを検討すべき旨の問題提起があった。

具体的には、物納許可申請が却下された場合の再申請が、一度に限られ、かつ、却下日から20日以内に行わなければならないとされていること、また、再申請・書類補正等の期間について、利子税の負担が必要になっていることから、物納の活用には、改正前に比べてリスクが高まっているとの意見があった。

また、実際の物納の活用方法としては、買受け先として会社を想定することが現実的であるが、特に非上場株式について一層の活用を行おうとする場合には、納付困難事由や物納順位等の問題が制約となり得るので、その緩和策について検討すべきとの意見、むしろ会社が直ちに買い受けられない場合の対応策として、国が一定期間、例えば5年程度物納された株式を保有することや、政策実施機関が買い取ることも検討すべきとの意見があった^{*30}。

以上の点を踏まえれば、物納については、承継時にキャッシュがない事業承継者の納税円滑化の観点から、物納株式の会社による買取りが現実的選択肢となることが多いこと等も踏まえ、会社が国から直ちに買い受けられない場合の対応方策も含め、必要な制度見直しと留意点を今後さらに具体的に整理・検討すべきである。

*30 政策実施機関の活用を図る別の観点からの意見として、発生時期が不確定なオーナー経営者の死亡による問題に適切に対応するためには、死亡時に保険金額が会社の増資資金になるような公的保険制度も検討すべきとの意見があった。

おわりに

本中間報告は、中小企業の事業の継続・発展を図る観点から、事業承継に係る税制について総点検を行い、具体的な制度見直しの方向性・内容について提言を行うとともに、今後さらなる検討を行う上での課題等を整理したものである。

事業承継に係る税制のあり方については、昭和50年代から本格的な検討がはじまり、中小企業関係者の具体的な要望等を踏まえ、代表的な事業用資産である土地と株式に係る租税特別措置を中心に累次の税制改正が行われ、事業用資産の評価方法の改正に当たっても、事業承継円滑化の観点が一定程度踏まえられてきたと言われている。

しかしながら、中小企業経営者の高齢化が進展し、雇用確保等の観点から事業承継問題に対する関心も高まる中、事業承継に係る税制について、抜本的な改善を求める声は非常に強い。本委員会においては、そうした声を背景に、実際に有意な制度改正を実現すべく、多様な関係者・専門家が集まり、各々の立場、経験や知識に基づく活発な意見交換を行った。

本中間報告における提言のうち、最も多くの議論がなされたのは、事業承継者の事業用資産に係る相続税負担の減免措置についてである。本中間報告では、制度改正に向けての具体的な提案とすべく、趣旨・目的や対象のみならず、措置を講ずる際に必要な要件や特例措置スキームの具体的なあり方にまで踏み込んで検討を行い、提言を行っている。本中間報告を基礎として、関係当局等においてさらに詳細な検討が行われ、具体的な制度として早期に実現することを期待するものである。

また、本委員会においては、非上場株式の評価や納税円滑化に関しても、活発な議論が行われ、本中間報告には具体的な見直し提言が数多く盛り込まれている。事業用資産に係る相続税負担の減免措置と併せて、提言の早期実現を期待するとともに、さらなる検討が必要と整理された論点については、今後、理論や実務の蓄積を踏まえながら、さらに検討を深化させていくことが必要である。

事業承継税制検討委員会 委員名簿

(敬称略)

【委員長】

品川 芳宣 早稲田大学大学院会計研究科 客員教授

【委員】

池水 龍一 池水公認会計士事務所 公認会計士／税理士／中小企業診断士
今仲 清 今仲清税理士事務所 税理士
後 宏治 税理士法人UAPパートナー 公認会計士・税理士
大山 雅己 株式会社パートナーズ・アセット・アドバイザー ディレクター
佐藤 悦緒 経済産業省中小企業庁事業環境部 財務課長
篠原 徹 日本商工会議所 常務理事
渋谷 雅弘 東北大学公共政策大学院 院長
杉田 宗久 日本税理士会連合会 常務理事
鈴木 広典 ときわ税務会計事務所 代表税理士
高橋 一隆 全国商店街振興組合連合会 専務理事
玉越 賢治 タクトコンサルティング代表社員 税理士
寺田 範雄 全国商工会連合会 専務理事
鳥飼 重和 鳥飼総合法律事務所 代表弁護士
成宮 治 全国中小企業団体中央会 専務理事
平川 忠雄 平川会計パートナーズ 代表社員 税理士
深代 勝美 日本公認会計士協会 租税調査会専任部会長
増田 慶作 山田ビジネスコンサルティング株式会社 代表取締役社長
増渕 栄一 みずほ銀行A・L・Cアドバイザー一部法人コンサルティング室
部長代理
光永 修 三菱東京UFJ銀行法人業務部情報営業室
ビジネスソリューショングループ 上席調査役